

協会けんぽにかかる保険料率改定について
～3月分からの保険料率についてのお知らせ～

健康保険の保険料率が変更されます！

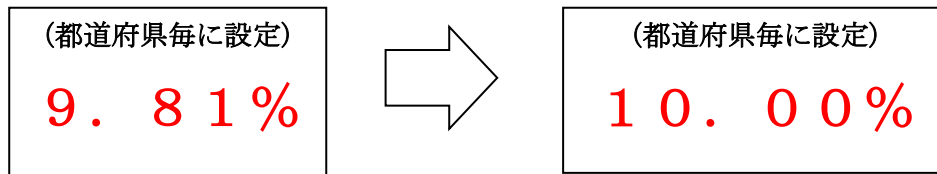
介護保険の保険料率が変更されます！

<健康保険>

協会けんぽ（全国健康保険協会）の健康保険の保険料については、令和5年3月から下記の保険料率に変更されます。

現行

令和5年3月～



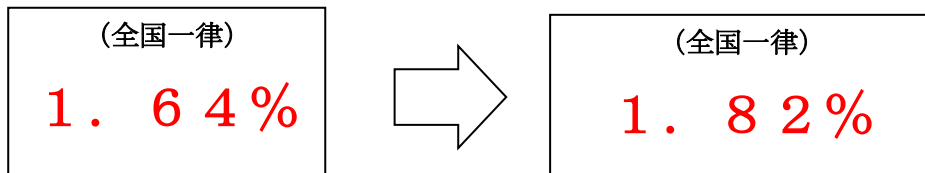
※ 上記の保険料率は東京都の保険料率です。保険料率は都道府県ごとに異なります。

<介護保険>

協会けんぽ（全国健康保険協会）の介護保険の保険料については、令和5年3月から下記の保険料率に変更されます。

現行

令和5年3月～



※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は健康保険の保険料率に上記の介護保険の保険料率（1.82%）が加わります。

～保険料を給料から控除する際の注意点～

給与計算を行う際に保険料を控除しますが、会社によって保険料の控除月が異なっている場合があります。

保険料は当月分を翌月末納付のため、3月分の保険料は4月末までに納付となります。

この場合、3月分の保険料をいつ支給する給与から控除するかが問題となります。

通常であれば、4月末の納付に合わせ、4月に支給する給与から控除するため、実際の保険料の変更は4月分の給与計算からとなります。

これに対し、3月分の保険料はあくまでも3月に支給する給与から控除し、3月末の時点では、一旦預り金とし、翌月に納付しているようなケースの場合は、

保険料の変更は3月分の給与計算からとなります。

給与計算を行う際には、充分ご注意ください。